

第8期 第16回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年11月8日(金) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員(17人)
4. 欠席委員(2人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案審議(5件)
 - 議案第51号 農地法第3条の許可申請について (2件)
 - 議案第52号 農地法第5条第1項の許可申請について (3件)
7. 農業委員会事務局職員(4人)

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名です。5番 ○○ 委員、12番 ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。それでは○○会長お願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

先般の衆議院選挙では与党の連立政権が過半数割れをしたということで、国民民主党が非常に命運を左右するような状況になってきております。そのような中で国民民主党が連立を組むこととなった場合はどちらにつくか混乱することが考えられますし、次の選挙が早まってくるのではないかと予想しております。

農業関係では国民民主党の政策で公約している手取りを増やす政策も7兆円の税收減につながることや色々な問題がでてきているようです。その辺りの審議はこれから国の方で始めると思いますが、より良い方向に向かうことを期待したいと思っております。

今回の案件は5件と非常に少ないのですが、慎重に審議していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは只今から第16回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、6番 ○○ 委員、7番 ○○ 委員さん、よろしくお願いいたします。

議案審議に入っていきます。まず、議案第51号農地法第3条の許可申請について、2件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第51号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、1, 258㎡。同所同字○○番○、田、542㎡。計2筆で合計面積は1, 800㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は野菜、果樹、花卉です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、軽トラックです。労働力は、常時本人、妻の2人です。耕作面積は9, 857㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明いたします。地図3ページをご覧ください。場所は○○沿いで、○○のちょうど目の前の土地になります。譲渡人の○○さんは元々学校の先生をしておられ、ご主人さんも公務員でありましたので、農業をやられておらず、耕作自体は○○に任せておりました。○○さんには娘さんがおられるのですが、当然農業をする予定はないことから、土地の処分を考えておりました、農地バンクにも登録されていたのですが、この度○○さんと売買で話がまとまったとのことでした。

○○さんはすごく熱心に農業をされておりました、主に野菜、果樹を栽培されているのですが、毎日日が暮れるまで農地にでている人なので特に心配ないと思います。以上です。

○議長（会長）

それでは皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたしたいと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、3, 0 0 4 m²です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻です。耕作面積は0 m²です。

なお、○○さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和6年10月29日16時から、○○委員さん○○推進委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、親と一緒に農業に従事しており、将来的には農業の継承も予定していたところ、譲渡人から農地を購入してほしいとの申出があったため売買することとなった。トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、軽トラックを父から貸借する。年間を通してお米を作付けし、収穫物については農協への出荷を予定している。今後、父からの指導助言を得ながら、農業技術の向上と経営規模拡大を考えているとのことでした。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻、父、母4人で、年間150日間程度農業に従事するとのことでした。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又

は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は4ページになりまして、申請地の北側に譲受人の〇〇さんのご自宅がございまして、数メートル東に進んだところに譲渡人の〇〇さんの自宅がございまして。そして〇〇さんの自宅の横に〇〇さんのご実家がございまして、〇〇さんの自宅と実家はすぐ近くにあります。〇〇さんから〇〇さんのお父さんに話があり、息子に話して、売買が決まったとのこと。〇〇さんは若い時からお父さんの農業を手伝っていたため、農機具の運転もできます。今後は奥様も農業と一緒にやっていくとの話をされておられました。現在は会社勤めですが、休みがある程度自由に取れるため、農業に費やす時間は確保できるとのこと。若い時からずっとされておりますので、特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたかと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第52号農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。3番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

議案第52号 農地法第5条第1項の許可申請書についてご説明します。

3番 譲渡人 沖縄市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、277㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天資材置場です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

地図5ページをご覧ください。申請地は○○さんのご主人さんが相続で取得された土地でして、ご主人さんも亡くなっておられ、○○さんは耕作することができないため、申請地横の○○さんに耕作していただいております。申請地北側に○○の事務所がございまして、建築資材を置く土地を探していたところ、申請地の所有者と話がまとまって、売買で話がまとまったとのことでした。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして4番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 広島県広島市○○番○ ○○ ○○。土地は、○○番○、畑、226㎡。同所同字○○番○、畑、488㎡。同所同字○○番○、畑、210㎡。計3筆で合計面積は924㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は太陽光発電施設です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明いたします。地図は6ページになります。申請書の提出があったので、現地を確認いたしましたが、何年も作られていないような状態でした。太陽光パネルは何年ぐらい持つか聞いてみたのですが、30年間は面倒をみるとの話をされておりました。周辺への影響もないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして5番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 ○○ほか4名です。譲受人 松山市○○番地○ ○○ ○○。土地は、○○番○、田、1, 226㎡。外6筆で計7筆。合計面積は6, 316㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は公衆用道路、駐車場、法面、隣地進入用地です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。なお、この案件につきましては令和6年8月7日開催の第13回本委員会において除外を可とする旨の意見決定済の案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

先ほど事務局から説明がありましたが除外はすでに終わっております。○○が最終処分場に向かう道を拡幅するために申請があがってまいりました。前回説明した内容とは変更はありませんので、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたかと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、5件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和6年11月29日となっております。

以上で第16回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。